

**令和6年度新潟地方最低賃金審議会
第1回新潟県最低賃金専門部会議事要旨**

開催日時	出席状況
令和6年7月30日 15時30分～17時15分	公益3/3 労働者側2/3 使用者側3/3
<p>主な審議事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長：長谷川委員、部会長代理：佐々木委員を選出。 2 新潟県最低賃金専門部会運営規程について 意見なし。 3 最低賃金に係る審議について 労側、使側とも今年度の考え方について、以下のとおり説明。 <p>(1) 労働者側委員の主張(要旨)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 引上げに対する考え方のベースは、最低賃金はセーフティネットとしての役割を果たす水準であること、地域間における額差を縮小すること、である。・ 2024春季生活闘争については、全国的にも新潟県内においても前年を大きく上回る賃上げが実現した。しかし、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の引き上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが重要だと考える。・ 「連合リビングウェイジ(労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準)」の2023年データでは、新潟県は1,070円(時間給)が必要。現在の新潟県の最低賃金額は、連合リビングウェイジを139円も下回っている。・ また、これまで拡大してきた地域間額差を是正していかなければならない。新潟県の最低賃金額は関東北信越・中部地区で最下位である。・ 政府方針への配慮や示された目安額を尊重しつつも、最低賃金法第9条の2「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金ならびに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。(3要素)」に則って審議に臨む。 <p>(2) 使用者側委員の主張(要旨)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 最低賃金も含め持続的な賃上げを実現していく事は必要不可欠であり、それなるべく高い水準で賃金が上昇していく事が望ましいとも考えている。・ 一方で、賃金・賃上げの原資は外部から給付して貰えるものではなく、それぞれの事業活動において労使が自ら稼ぎ出さなければならないものである。・ そのため経営者が自社の賃金を決める際には支払い能力を超えた金額とする事は出来ないが、最低賃金は審議会が決めた金額が全ての企業に一律強制的に適用されるものであり、出来なければペナルティーを科せられるものである。	

- ・最低賃金の審議にあたっては、法の定めるとおり「賃金の低廉な労働者について最低の賃金額」について、県内の「生計費、賃金、支払能力」の3要素について、客観的なデータ等にもとづき議論・検討されるべきものとする。
- ・「生計費」については標準生計費、「賃金」については県の毎月勤労統計調査、「支払い能力」については日銀新潟支店の短観、価格転嫁に関する新潟県などの調査、経済センサスなどの統計のデータなどを参考として、適切な引上げ額を検討する。
- ・生産性向上の成果を価格に反映させ確実に賃金の上昇に結びつけていく必要があるが、中小・小規模事業者が生産性の向上を実感出来、継続的に物価上昇を上回る賃上げが出来るという確信を持てる状況にあるとは言えない。
- ・中小・小規模事業者が継続的に、それもなるべく高水準の賃上げができる環境の整備や、所謂「年収の壁」の問題や物価高対策など働く人が賃金上昇の成果を十分に享受できる政策等について、関係各方面に強く要望していく事についても議論されるべき。

労使意見表明後、公労・公使別に別室にて個別協議を行い、労使の率直な意見を聴取した。なお、本日は労使双方からの金額提示はなく、明日（7月31日）開催予定の第2回新潟県最低賃金専門部会において金額提示が行われる予定である。

4 今後の日程について

今後、第2回（7月31日）から第3回（8月2日）までの新潟県最低賃金専門部会にて金額審議を行い、8月5日に開催予定の第3回新潟地方最低賃金審議会にて改正最低賃金について答申をいただく予定。

公開状況：傍聴人9名 報道関係者 1社2名